

(仮称) 西信達義務教育学校等整備事業
要求水準書
(案)

泉南市

令和6年7月1日

目 次

第 1 総則	1
1 要求水準書の位置付け	1
2 事業の背景と目的	1
3 関係法令及び参考基準等	2
4 要求水準の変更	5
第 2 学校施設等整備業務に関する事項	6
1 めざす義務教育学校像（案）と教育目標・教育内容（案）、整備方針	6
2 学校施設等整備に係る基本要件	11
3 学校施設等の要求水準	15
4 諸室等の要求水準	20
5 外構施設の要求水準	21
6 構造に関する要求水準	24
7 設備に関する要求水準	24
8 什器及び備品について	28
9 設計業務に関する事項	28
10 建設及び工事監理業務に関する事項	31
11 市民への周知・説明業務	35

添付資料 1 建設地の敷地現況図等

添付資料 2 建設地周辺のインフラ関係現況図（参考）

添付資料 3 諸室等における市の考え方

添付資料 4 諸室等に必要な設備

添付資料 5 諸室に必要な什器及び備品等

※以下は、参考資料として情報提供するもの

参考資料 1 西信達中学校 図面（PDF）

参考資料 2 旧西信達幼稚園 図面（PDF）

参考資料 3 西信達消防分団車庫 図面（PDF）

参考資料 4 西信達小学校 図面（PDF）

参考資料 5 測量調査結果 図面（PDF）

参考資料 6 地質調査報告書

参考資料 7 アスベスト含有調査報告書

参考資料 8 ホースリフター及びサイレン詳細図

第 1 総則

1 要求水準書の位置付け

本書は、泉南市（以下「市」という。）が、（仮称）西信達義務教育学校等整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定に当たり、応募者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業において市が要求する性能の水準（以下「要求水準」という。）を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を示すものである。

2 事業の背景と目的

市では、泉南市教育大綱、泉南市教育振興基本計画等に基づき、子どもたちに小中一貫教育を始め、ICT 教育、国際教育と外国語教育の推進などの特色ある豊かな教育の実施に努めている。

近年、少子化により児童生徒数が毎年減少し、同級生が少ない単学級の学校が多く存在しており、人間関係の固定化などの課題に対処しづらい状況となっている。また、教育環境が複雑化・多様化しているため、施設の面において様々な教育課題が生じ、さらに、市立小中学校 14 校の施設の多くが老朽化し、子どもたちや教職員の安全確保のため、建替えの必要性が生じている。

そのため、児童生徒、教職員、市民保護者アンケートや住民説明会を実施し、泉南市教育問題審議会で審議を行った上で、令和 5（2023）年 3 月に「泉南市立小中学校再編計画」を策定し、計画の第 I 期として、現在の西信達小学校と西信達中学校を統合し、西信達中学校敷地等に（仮称）西信達義務教育学校を新築することとした。

令和 5 年 7 月から 9 月にかけて地域住民アンケート及び西信達地区ワークショップを実施し、その後、泉南市学校施設検討委員会においてこれらの意見を集約し、“新しい義務教育学校のめざす姿（コンセプト）”や“学校に必要な教室・機能”等の設計に必要となる事項、施設の多機能化などについて審議した。

めざす義務教育学校像、教育目標・教育内容（案）や防災教育を中心とした地域との連携、学校における防災教育の学校施設や多機能化する（仮称）西信達義務教育学校の理念、施設整備計画、令和 6（2024）年 5 月に「（仮称）西信達義務教育学校建設に係る基本計画」を策定した。

このような背景を踏まえ、本事業は、子どもたちの安全・安心を確保しつつ、市の方針性や取組、西信達義務教育学校の目指す学校像の実現及び子どもたちの多様なつながりと豊かな活動や経験を確かな学びへとつなげる施設、そして、地域の核・災害時等の拠点施設として整備・創出するため、民間活力を活用した事業手法を適用することにより、効果的かつ効率的な事業実施を図ることを目指すものである。

3 関係法令及び参考基準等

(1) 遵守すべき関係法令等

本事業を行うにあたり、必要とされるその他の関係法令及び府、市条例等について適宜関係行政機関と協議し、申請・届出等を事業者の責任において行い行政機関等からの許可等が必要な場合はそれらを受理すること。

ア 適用法令

- ・ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- ・ 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）
- ・ 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和 22 年法律第 81 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・ 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- ・ 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
- ・ スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 法律第 64 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- ・ 商法（明治 32 年法律第 48 号）
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）
- ・ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）
- ・ その他、関連法令、条例等

イ 大阪府・泉南市の条例等

- ・ 大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年条例第 4 号）
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年条例第 36 号）
- ・ 大阪府安全なまちづくり条例（平成 14 年条例第 1 号）
- ・ 大阪府屋外広告物法施行条例（昭和 24 年条例第 79 号）
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年条例第 6 号）
- ・ 大阪府景観条例（平成 10 年条例第 44 号）
- ・ 大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 2 号）
- ・ 大阪府文化財保護条例（昭和 44 年条例第 28 号）
- ・ 大阪府環境基本条例（平成 6 年条例第 5 号）
- ・ 大阪府循環型社会形成推進条例（平成 15 年条例第 6 号）
- ・ 大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年条例第 100 号）
- ・ 大阪府エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則（平成 15 年規則第 53 号）
- ・ 府有建築物の整備における環境配慮指針（平成 18 年 4 月 1 日施行）（大阪府の重

点評価を実施する。また、「CASBEE-HI」による評価は実施しない。）

- ・ 大阪府個人情報保護条例（平成 8 年条例第 2 号）
- ・ 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年条例第 58 号）
- ・ 泉南市開発事業の手続きに関する条例（平成 28 年条例第 23 号）
- ・ 泉南市開発事業の手続き等に関する条例施行規則（平成 28 年規則第 28 号）
- ・ 泉南市開発事業の手続き等に関する条例に基づく開発事業施行指針（平成 29 年）
- ・ 泉南市都市計画法施工規則（平成 29 年規則第 17 号）
- ・ 泉南市公立学校設置条例（昭和 39 年条例第 4 号）
- ・ 泉南市の公害防止と環境保全に関する条例（昭和 50 年条例 11 号）
- ・ 泉南市の公害防止と環境保全に関する条例施行規則（昭和 50 年規則 5 号）
- ・ 泉南市緑化推進条例（平成元年条例第 7 号）
- ・ 泉南市緑化推進条例施行規則（平成元年規則第 2 号）
- ・ 泉南市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 18 号）
- ・ 泉南市暴力団排除条例施行規則（平成 25 年規則第 30 号）
- ・ 上記の他、関係する府・市条例等

ウ 適用基準

本事業の実施にあたっては、以下の仕様書、基準等の最新版によること。本施設において適用基準を適用することが必ずしも適切でないと考えられる場合、市と事業者が協議を行い変更する可能性がある。

- ・ 小学校設置基準（文部科学省）
- ・ 中学校設置基準（文部科学省）
- ・ 中学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設部編）
- ・ 小学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設部編）
- ・ 学校環境衛生基準（文部科学省）
- ・ 学校施設における天井等落下防止対策のための手引（文部科学省）
- ・ 学校施設における事故防止の留意点について（文部科学省）
- ・ 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（文部科学省）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 日本建築学会諸規準
- ・ 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）
- ・ 電気設備工事共通仕様書及び同標準図
- ・ 建築工事安全施工技術指針
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）

- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 営繕工事写真撮影要領
- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕課監修）
- ・ 公共工事積算基準
- ・ 施工単価、建設物価、コスト情報、積算基準、積算マニュアル等の刊行物

4 要求水準の変更

（１）要求水準の変更事由

市は、事業期間中に、下記の事由により、要求水準を変更する場合がある。

- ・ 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ・ 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ・ 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ・ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

（２）要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へに通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく事業者への支払金額を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

第2 学校施設等整備業務に関する事項

1 めざす義務教育学校像（案）と教育目標・教育内容（案）、整備方針

「泉南市教育大綱（令和5年1月）」における泉南市の教育の基本方針、「泉南市教育振興基本計画（令和5年3月）」で掲げる「目指す子ども像」並びに「基本理念」及び「西信中学校区めざす大人像（暫定案）」と整合を図り、西信達義務教育学校における『めざす義務教育学校像（案）』を次のとおり設定した。

（1）西信達義務教育学校における義務教育学校像（案）

- ・ 個々の価値観や多様性を尊重し、こころとからだがつくましく育つ学校
- ・ 子どもたちが居場所を感じ、日々を過ごすことができる安全・安心な学校
- ・ 地域や社会とつながり、地域とともに次代を生き抜いていける学校

（2）西信達義務教育学校における教育目標・教育内容（案）

ア 西信中校区めざす大人像（暫定案）

- ・ たくましく自ら未来をきり拓く西信っ子～つながる・広げる・世界へ～

イ 具体的な取組（案）

- ・ 9年間を同じメンバーで過ごす同学年の児童生徒同士のつながりは強い。その一方で、外部との関わりが少なく、高1クライシスが心配されるなど、たくましく育つことが望まれる。
- ・ 「自ら」には主体的に育つことへの期待が込められている。
- ・ 「未来をきり拓く」とは、子どもたちが義務教育学校を卒業し、それぞれの人生で自己実現を果たしていくことができるという意味を込めている。チャレンジ精神をもって生きていってほしい。
- ・ 「つながる」とは、西信達の子どもの強み。
 - 1) 9年間以上を共に育つことで子どもたち同士がつながるということ。
 - 2) 地域のつながりが強い西信達で保護者や地域の人々に見守られながら成長していくということを表す。
- ・ 「広げる」とは、この西信達で培った力を、地域の中だけに留まらず、地域外の社会に出ても力を発揮していくということを表す。様々な人々とのかかわりをもっていく。活躍の場を広げていく。ということが実現されていく。
- ・ 絆の強い地域ではあるが、一方で孤立する人もいる。そのため、義務教育学校9年間の後も、つながり続けていってほしい。
- ・ 「世界へ」とは、単に外国を示すのではなく、さらに自己実現でき、羽ばたいていってほしい。という意味。また、同時に、そういう力を持ちながら、「西信達をよりよくしていこう」という思いもってもらいたい。
- ・ 9年間の義務教育学校では、「今」を充実させつつ、将来につながる資質・能力の育

成を図ってもらいたい。

- ・学校に関わる全ての人たち（子ども、保護者、地域の方々、教職員）が笑顔でいてほしい。我々、教職員が笑顔でいることが大事。そのことが子どもたちの笑顔に大きく影響する。
- ・西信達のコミュニティのコンパクトさ、子どもの人数が目の行き届きやすい規模であることなどを生かしていきたい。

ウ 9年間の「学び」や「育ち」をつなぐ特色ある取組（案）

①9年間を見通したカリキュラム（指導計画）の編成・実施

- ・9年間を見通した特色ある教育活動を行うために、創意工夫ある「小中一貫教育基本カリキュラム（教育指導の計画）」を作成し、特色ある小中一貫教育を推進する。
- ・子どもたち自身が自己の成長を実感できるとともに、保護者、地域の方々も児童の成長を喜び合うために、前期課程修了式（小学校卒業式に相当）、後期課程進級式（中学校入学式に相当）を行う。

②義務教育前期課程から段階的な教科担任制の実施

- ・5年生から部分的な教科担任制の導入、中学校教員の小学校での授業実施、小・中学校教員によるT・T（ティーム・ティーチング）授業など、義務教育学校の柔軟な対応による9年間の学びの連続性を活かしたカリキュラムを構築する。このことにより、子どもたちの安心感の醸成や上級学年へ進級して学習することへの意欲の向上を図る。
- ・異学年編成による教育活動を充実させ、全校児童生徒による運動会や各種集会、避難訓練等の実施など、学年の枠を越えた交流を充実し、非認知能力を育む。
- ・義務教育前期課程で培ったコミュニケーション能力の基礎を後期課程の英語学習においても生かしながら、「聞く、話す、読む、書く」の4技能を身に付けられるよう、発達の段階に応じながら9年間を見通した英語教育の充実を図る。

③地域に根差した特色ある取組

- ・学校運営協議会導入によるコミュニティ・スクールとしての各種教育活動を実施し、地域代表者や学識経験者から構成する学校運営協議会の委員を中心に、学校経営への参画、学力の向上、健康・体力の向上、読書活動の推進の実施など、学校の応援団として地域の教育力を生かした教育活動を展開する。
- ・「海のある学校」として、地引網体験、漁港・海岸清掃活動などを行い、身近に海を感じ、日常とのつながりを意識した教育活動を行う。
- ・地域の文化・歴史を学び、地域の人々と交流し、防災教育を通じて自助・共助の意識を高め、ふるさととしての地域への愛着、誇りを持つことができる子どもの育成に取り組む。

エ 学年段階の区切りのねらいと指導の方向性（案）

西信達義務教育学校においては、学年段階の区切りを「4－3－2制」とする。

【1年生～4年生（基礎・基本期）】

「学習への興味・関心をもたせ、基本的な学習習慣や生活習慣の確立を図る期間」

■指導目標

- ・ 基本的生活習慣の確立を図る
- ・ 学習習慣の確立を図る
- ・ 基礎学力、基礎体力の定着を図る

■主な具体策

- ・ 繰り返し学習など、基礎学力の定着を図るための指導
- ・ 望ましい生活・学習習慣を身に付けさせるための家庭との連携
- ・ 基礎体力の定着を図るための、「体力づくり」に向けた業間活動等の工夫
- ・ 身近な人との出会いを通じた学習

【5年生～7年生（習熟・接続期）】

「教職員が協働して学力の向上や義務教育前期課程から後期課程への円滑な接続を図る期間」

■指導目標

- ・ 義務教育前期課程と後期課程の円滑な接続を図る
- ・ コミュニケーション能力の育成を図る
- ・ 学力の伸長を図る

■主な具体策

- ・ 段階的な教科担任制の導入
- ・ 他者の意見を受け、自分の意見を広げたり深めたりしながら課題を解決する学習の工夫
- ・ 児童生徒の主体的な交流活動の充実
- ・ 地域の人との出会いを通じた学習の実施

【8年生～9年生（充実・発展期）】

「自立して生きる力を育む義務教育9年間のまとめの期間」

■指導目標

- ・ 義務教育9年間で修了するにふさわしい学力と社会性の育成を図る
- ・ 自ら課題を見つけ、解決する力の育成を図る
- ・ 主体的に進路を選択できる力・自分自身の生き方を選択できる力の育成を図る

■主な具体策

- ・ 興味関心や到達度に応じた学習機会の充実

- ・問題解決能力を高めるための、基礎学力を基盤とした発展的学習の充実
- ・勤労観・職業観を身に付けるためのキャリア教育の充実
- ・多様な生き方をしている人との出会いを通じた学習の実施

①学校行事

- ・義務教育前期課程と後期課程及び「4－3－2」の学年段階の区切りの節目に、児童生徒の成長の自覚を促すための儀式的行事を実施する。
- ・コミュニティ・スクールの取組として、9年間を通して家庭・地域社会との連携を図り、勤労生産・奉仕的行事や地域行事を実施する。

②学習指導における「育てたい資質・能力」の共有

- ・9年間を見通した特色ある教育活動を行うために、これまでの教育活動を整理、統合し、創意工夫ある「小中一貫教育推進計画」及び「小中一貫教育基本カリキュラム」を作成する。作成にあたっては、「目指す子ども像」に向けて、これまでの取組における成果等を生かしながら、さらに育てたい資質や能力について、各教科等の授業の中で指導が具体化できるように編成する。

③多様な集団による学びの充実

- ・各教科等の授業や異学年交流を通して多くの人とコミュニケーションを図りながら自らの学びを深める指導を充実する。その過程の中で、「自分の考えを伝えたい」、「友だちの考えを聞いてみたい」、「集団で活動することが楽しい」という子どもの思いを大切にしながら思考力、判断力、表現力等の育成を図る。

④英語教育の充実

- ・義務教育前期課程で培ったコミュニケーション能力の基礎を後期課程の英語学習において生かしながら「聞く、話す、読む、書く」の4技能を身に付けられるよう、発達の段階に応じながら9年間を見通した英語教育の充実を図る。

⑤地域を題材としたふるさと学習

- ・「海のある学校」として、地引網体験、漁港・海岸清掃活動などを行い、身近に海を感じ、日常とのつながりを意識した教育活動を行う。

⑥児童生徒指導

- ・児童生徒の社会性を育成し、自己実現を図ることができるよう、指導の段差をなくした系統的・計画的な支援を行う。
- ・9年間を一貫した学校生活に関する規則やきまりを整備し、前期課程・後期課程の教職員が連携・協力して生活指導を行う。
- ・児童生徒一人一人の特性の理解を深め、継続的に指導や支援を行う。特に習熟・接続期（5～7年）の段階においては、教職員が十分に連携をして指導や支援にあたり円滑な接続を図る。

⑦地域に根ざした教育の推進

- ・学校運営協議会制度を導入しコミュニティ・スクールとして、地域代表者や学識経験者から構成する学校運営協議会の委員を中心に、学校経営への参画、学力の向上、健康・体力の向上、読書活動の推進の実施など学校の応援団として地域の教育力を生かした教育活動を展開する。
- ・「海のある学校」として、地引網体験、漁港・海岸清掃活動などを行い、身近に海を感じ、日常とのつながりを意識した教育活動を行う。
- ・高1クライシスへの対策として、高校生のOB／OGと後期課程の生徒との交流の場の設定や地元企業での職業体験などのキャリア教育の充実を図り、卒業後を見据えた力を育成する。

(3) 施設整備方針

①豊かな活動や経験を確かな学びへとつなげる柔軟な教育環境の充実

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、個別指導、グループ学習、自主学習などの多様な学習形態、柔軟で想像的な学びに対応することができる教育環境を整備する。
- ・豊かな活動や経験が創出されるよう、さまざまな大きさの空間を適切に配置する。
- ・1人1台端末環境等に対応したICT（情報通信技術）環境など、新しい時代の学びを実現する学校施設を整備する。
- ・9年間を見通し、学年ごとに成長を感じられるよう、変化のある配置・内装とする。

②安全・安心な施設整備

- ・特別な配慮が必要な児童生徒など、個々の事情や特徴に合わせた学習活動に柔軟に対応できる施設を整備する。
- ・児童生徒にとって居心地、学び心地のよい環境を提供するため、ユニバーサルデザインに配慮した施設を整備する。
- ・誰もが自分の居場所を見つけられるよう、さまざまな大きさの空間がある変化に富んだ施設を整備する。
- ・災害を想定し、耐震性・耐火性を備え、安全性の高い施設整備はもちろん、災害時に避難所として対応が可能な施設を整備する。
- ・防災性、防犯性の観点から複数の避難経路が確保できる施設を整備する。
- ・必要な場所への防犯カメラやインターホンの設置や明確なセキュリティゾーンの設定など、セキュリティの高い施設を整備する。

③多様なつながりをつくり、つながりを深化させる空間の整備

- ・多様なつながりをつくることができ、視認性が高く、回遊性のある施設を整備する。
- ・同学年や異学年交流、子どもと教職員との気軽な交流、教職員どうしの交流が各所で自然と創出される空間を整備する。
- ・地域や社会と連携した多様な活動や体験ができる多目的な空間を整備する。
- ・教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、地域住民などが連携

を強めて、子どもたちが気軽に相談できる環境を整備する。

④地域に開かれた地域の核となる拠点の整備

- ・地域住民が身近に感じる場所となり、気軽に立ち寄ることができ、地域の交流・憩いの場としての空間、機能を整備する。
- ・地域と学校のつながりを深化させ、豊かな活動や経験が創出されるよう、地域と学校の連携が積極的に行われる施設配置とする。
- ・地域の交流拠点として、地域住民も利用できる諸室、機能を整備する。
- ・子育て家庭の支援として、安心して子どもを預けられる施設（留守家庭児童会）や放課後における子どもの居場所のある施設（コミュニティセンター）を整備する。

⑤教職員等にとって働きやすい学校環境の整備

- ・子どもたちの指導や見守りやすい学校環境を整備する。
- ・従来の授業形態に加え、グループワークや調べ学習等の多様な授業展開を見据え、授業のしやすさに配慮した教室空間等を整備する。
- ・教職員の厚生スペースを充実させるとともに、教職員同士のつながり促進させ、連携しやすい執務環境を整備する。
- ・子どもたちの学習空間や活動空間を確保したうえで、各諸室に必要な備品等を適切に配置できる収納を整備する。

2 学校施設等整備に係る基本要件

（１）建設地の立地条件

建設地は、現在の西信達中学校敷地（消防分団車庫敷地含む）及び旧西信達幼稚園敷地である。詳細については、「（仮称）西信達義務教育学校建設に係る基本計画 P15～24」及び「添付資料１ 建設地の敷地現況図等」を参考とすること。

なお、旧西信達幼稚園敷地は、市街化調整区域・浸水想定区域に該当するため、建物の整備は行わない。よって、（仮称）西信達義務教育学校の校舎や屋内運動場、多機能化施設の整備に係る敷地面積としては、西信達中学校敷地の約 15,874 m²である。

施設所在地	大阪府泉南市岡田 3 丁目 2 4 番 1 号
敷地面積	計 約 18,533 m ² 【内訳】西信達中学校敷地 : 約 15,874 m ² 旧西信達幼稚園敷地 : 約 2,659 m ²
用途地域	第一種中高層住居専用地域（西信達中学校敷地） 市街化調整区域（旧西信達幼稚園敷地）
建ぺい率	60%（西信達中学校敷地）
容積率	200%（西信達中学校敷地）
日影規制	対象建築物（高さ 10m 超）、測定面 4m、5m ライン 4 時間、10m ライン

	2.5 時間（西信達中学校敷地）
浸水想定	浸水想定区域外（西信達中学校敷地） 0.5～3.0mの洪水及び高潮の浸水想定区域（旧西信達幼稚園敷地）
その他	文化財包蔵区域外

（２）建設地の接道条件

建設地の接道条件は、西信達中学校敷地（西信達消防分団車庫敷地含む）の南西側に、市道北野岡田湊線（幅員約 6.6m）に接している。

（３）建設地周辺のインフラ整備状況

建設地のインフラ整備状況については、「添付資料 2 建設地周辺のインフラ関係現況図（参考）」を適宜参考とし、設計時に関係機関及び現地調査により確認すること。引き込みや接続方法については、事業者の提案による。

（４）施設規模

建設する施設の面積は、建築基準法に基づくものとし、（仮称）西信達義務教育学校の施設規模は、学校が 8,920 m²以下、多機能化施設が 550 m²程度とし、合計 9,470 m²以下とする。なお、学校校舎、屋内運動場及び（仮称）西信達コミュニティセンターの延床面積の合計として、9,170 m²以下とすること。（以下、（仮称）西信達義務教育学校と多機能化施設を合わせて「学校施設等」という。）

施設の階層について指定しないが、周辺環境に配慮し、高層の施設は避けること。

ア （仮称）西信達義務教育学校校舎及び屋内運動場：計 8,920 m²以下

- ・校舎：7,220 m²程度（8,000 m²未満）
- ・屋内運動場：1,700 m²程度

イ 多機能化施設：計 550 m²程度

- ・西信達留守家庭児童会：150 m²程度
- ・（仮称）西信達コミュニティセンター：250 m²程度
- ・西信達消防分団車庫：115 m²程度
- ・防災用備蓄倉庫：35 m²程度

（５）取壊し対象建物の現況（以下、面積は施設台帳上の面積）

取壊し対象の建物は次のとおりである。なお、「参考資料 1～4 各種図面」及び「参考資料 7 アスベスト含有調査報告書」を参考とすること。

（仮称）西信達義務教育学校の校舎、屋内運動場、多機能化施設の竣工前に、取壊しを行う場合は、同等の諸室、面積や仕様を満たした仮設建物を整備し、西信達中学校の授業が継続できるよう配慮すること。なお、校舎の竣工前に、特別教室棟 1・2、管理特別教室棟、技術室棟の取壊しを行う場合は、次頁の要求水準を満たす仮設校舎を整備すること（※1）。

また、プール施設は既に使用しておらず、旧西信達幼稚園施設は令和7年12月（予定）から使用しない施設であるため、新施設の建設に関わらず取壊しが可能である（※2）。

分類	建物名	面積	構造	階数	備考
西信達中学校	管理特別普通教室棟	1,856 m ²	RC 造	2 階	
	特別教室棟 2	496 m ²	RC 造	1 階	※ 1
	管理特別教室棟	240 m ²	RC 造	1 階	※ 1
	特別教室棟 1	443 m ²	RC 造	2 階	※ 1
	技術室棟	187 m ²	RC 造	1 階	※ 1
	屋内運動場	895 m ²	RC 造	2 階	
	機械室	12 m ²	RC 造	1 階	
	プール付属室	225 m ²	RC 造	2 階	※ 2
	プール付属室(倉庫)	16 m ²	RC 造	1 階	※ 2
	プール	—	RC 造	—	※ 2
	浄化槽				
西信達消防分団車庫	西信達消防分団車庫	121.18 m ²	鉄骨造	2 階	
	火の見やぐら	—	鉄骨造	H15.7m	
	防火水槽	容量 40 m ²			※ 3
旧西信達幼稚園	保育管理棟	1,001 m ²		2 階	※ 2
	プロパン庫	0.150 m ²		1 階	※ 2
	倉庫	0.175 m ²		1 階	※ 2
	シャワー室	0.0775 m ²		1 階	※ 2
	浄化槽				
西信達小学校	普通教室棟	1,380 m ²	RC 造	2 階	
	管理普通特別教室棟	2,307 m ²	RC 造	3 階	
	屋内運動場	662 m ²	RC 造	2 階	
	倉庫	26 m ²	その他	1 階	
	倉庫	18 m ²	その他	1 階	

※ 1 仮設校舎対象建物 当該施設を先行して取壊しする際は、合計 約 300 m²（内訳：教室約 60 m²・3 室、体育倉庫約 90 m²・1 室、部室約 15 m²・2 室）の仮設校舎を整備し、諸室の仕様は現状の同等以上とする。

※ 2 プール施設及び旧幼稚園施設

※ 3 防火水槽 既存の防火水槽を活用することも可能

（６）学校施設整備用地の使用について

学校施設整備用地については、事業者は無償で利用できる。なお、使用は建設着工時からとし、学校運営に支障がない範囲とする。各種調査を実施する際は、事前に市及び学校と調整を行うこと。また、使用期間中は敷地の安全管理に努めることとし、学校施設整備業務以外の用途に使用してはならない。

（７）施設整備スケジュール

施設整備の概略スケジュールは、次のとおりである。なお、施設配置及びローリングを含む工事工程（仮設校舎を含む）は、事業者の提案による。

- ・事業契約締結：令和７年３月
- ・施設の引渡し期限①（※）：令和１０年１月末
- ・（仮称）西信達義務教育学校供用開始（開校）：令和１０年４月
- ・施設の引渡し期限②（※）：令和１１年６月末
- ・事業終了（既存校舎の解体、運動場等の整備完了）：令和１２年３月

※施設の引渡し期限の対象建物

①：（仮称）西信達義務教育学校校舎、西信達留守家庭児童会

②：屋内運動場、（仮称）西信達コミュニティセンター、西信達消防分団車庫、防災用備蓄倉庫（防火水槽含む）

概略スケジュール（参考）

敷地	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
建設地	・基本設計・実施設計・事前調査			・既存施設の取壊し	
西信達中学校敷地	・プール施設及び旧西信達幼稚園の取壊し			・屋内運動場・多機能化施設の整備	
旧西信達幼稚園敷地	・（仮称）西信達義務教育学校校舎及び西信達留守家庭児童会の整備			・既存屋内運動場の取壊し	
西信達小学校敷地				・既存施設の取壊し	

3 学校施設等の要求水準

学校施設等に求められる機能及び性能は次に示すとおりである。

(1) 学校施設等の機能及び性能に関する事項

ア 基本的事項

児童生徒の安全性の確保を第一に、窓、扉、壁、床、照明、家具等について破損及びケガをしにくく、防塵仕様にするとともに、快適性、機能性、居住性確保の観点から、通風、換気、断熱、採光、照明、遮音、防災、放送通信等の義務教育学校として必要な設備や性能を備えた施設とする。以下の点に留意して検討を行うこと。

- ・管理関係諸室は、敷地全体を見渡しやすい場所に配置する、また、管理関係諸室の上には、給排水設備を有する部屋や配管を極力を配置しない。
- ・義務教育学校であることから、児童生徒の体格差に留意する。
- ・床等の段差は、ユニバーサルデザインの観点から極力設けない。
- ・事故の発生しやすい柱の角はとる。
- ・内部及びベランダの手すり等に尖ったものは採用せず、面取り等したものを採用する。また、登れるような構造の（横桟があるような）手すり等は採用しない。
- ・窓の留め金部分については、極力突起していないものを採用する。
- ・全面ガラスの建具を使用する際は、児童生徒及び大人の目の高さにガラス扉があることを認知させるマーカールをつける。
- ・外部に面した窓は、ガラスの間に特殊フィルムが入った安全合わせガラスを採用する。また、窓開放時に虫が侵入しないよう、適切に網戸を設置する。
- ・網戸は、耐久性に優れたものとし、落下の危険がないよう対策を講じる。
- ・手や足が挟まるような隙間を無くす。特に引き違い戸には、指詰め防止及びはずれ止措置を講じる。
- ・児童生徒の日常的な動線を考慮し、施設内への土埃等の持込み防止に配慮する。
- ・死角となる部分、袋小路等は極力設けない。
- ・敷地境界をなす塀等については、フェンスや植栽等により囲い、景観や環境に配慮する。また、外部からの侵入防止及び児童生徒の乗り越え防止のため、足をかけ乗り越えられないよう対策を講じる。
- ・外部からの侵入防止のために「関係者以外立入禁止」「防犯カメラ作動中」等の注意喚起表示をする。
- ・敷地内及び施設内部に、必要に応じ、注意書きの標識等を設置する。
- ・学校施設と多機能化施設は、それぞれ独立して運用ができるようにする。
- ・マスターキーは、学校施設と多機能化施設ごとに種類を分けて、各5本とする。また、施設全体のグランドマスターキーを1本とする。
- ・ユニバーサルデザインを考慮したピクトグラム等、サイン計画に配慮する。
- ・校内案内図は、諸室名の変更が可能な仕様とする。

- ・各諸室名は、分かりやすく表示するなど、適切にサイン計画を行うとともに、名称のサインは、すべての諸室、通路、階段に設ける。また、諸室名は、今後の名称変更にも備え、変更がしやすいものとする。
- ・可動間仕切は、収納操作が容易で、コンパクトに収納でき、たわみや緩み等の変形が生じにくく、かつ、耐久性、防音性、安全性に優れたものとする。
- ・車両が通行する場所は、沈下・不陸及び段差が生じない構造とする。また、雨水等により水溜りや冠水が起きないように配慮する。
- ・敷地内の雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝又は暗渠を設ける。なお、敷地内を通る排水溝及び暗渠には、トラップを設けるなど、虫の発生しにくい構造とする。
- ・舗装部分は雨水による水たまり及び塵埃の発生を防止するため、適切な勾配をとり舗装する。なお、舗装については、災害時の緊急車両等も含めた想定される車両荷重に耐えうるものとする。
- ・校門から屋内運動場への経路などは夜間でも安全性を確保するのに十分な照度の外部照明を設置する。
- ・学級数の変動等に柔軟な対応ができるように工夫するとともに、将来の改修による他用途との複合化の推進等のフレキシビリティの高い施設とする。

イ 安全・安心に関する事項

児童生徒の学校生活における安全・安心を確保するため、以下の点に留意して検討を行うこと。

- ・不特定の者がみだりに学校に入ってくることがないように対策する。
- ・全ての児童生徒が、スムーズに避難経路を使用し、避難できるよう避難経路の確保を考慮した配置とする。
- ・児童生徒の安全・安心の確保のため、手すりや滑り止め等を適切に設置する。
- ・校舎配置は袋小路の廊下がないよう配慮する。
- ・吹抜けや屋上などは、安全柵やネット等を設ける。
- ・緊急車両がグラウンドにスムーズに入ることができる動線を確保し、保健室横に駐車可能な配置とする。
- ・防火扉には、挟み込み事故防止装置付のものとし、安全対策のとれた装置とする。
- ・ガス設備を設ける部屋には、ガス漏れ警報装置を設置し安全対策をとる。
- ・冷水器を設置する場所の床面は、滑りにくい構造にするなど安全面の配慮をする。また、結露水の漏水が発生しないよう対策を講じる。
- ・消火器等の備品用が廊下等の障害にならないようにする。

ウ バリアフリーに関する事項

身体障がいのある児童生徒、教職員及び学校開放時の高齢者等、身体障がい者等の利用に配慮し、動線計画と併せ、誘導ブロックやスロープ、手すり等の適切なバ

リアフリー対策を施すこと。

- ・エレベーターについては、鍵付きで使用制限可能なものとし、各フロアと接続された形で設置する。
- ・エレベーター内には緊急連絡用インターホンを設置し、職員室及び保守事業者と連絡がとれるようにする。
- ・エレベーターの室内は、ストレッチャー、給食配膳用の食缶や食器を載せることができる広さとする。
- ・エレベーター内部が視認できる仕組みを持っている。

エ 将来の更新やランニングコストに配慮した施設づくり

大規模改造等での設備、配管等の更新など、将来の変化に対応するとともに、ランニングコストに配慮すること。

オ 維持管理の作業性等に関する事項

清掃や小修繕などの日常的な維持管理は、児童生徒及び教職員が行うことを考慮し、維持管理が容易な施設とすること。また、使用材料は、耐久性・経済性を十分検討し、華美な装飾は避け、また、揮発性有機化合物等の物質が発生する恐れがあるものは使用しないこと。

以下の点に留意して検討を行うこと。

- ・水回りには木材を使用しない。
- ・外部から汚れを払拭できないはめ殺しのガラス窓等の使用場所、範囲は制限する。
- ・将来の外壁点検及び大規模改修等を考慮し、建物周囲に工事車両等が寄りつけるような計画とする。
- ・劣化しやすい材料（シーリング材等）の経年劣化により漏水するなどが起こらないように、雨漏りのリスク、施工性の良さ、材料の納まりを十分検討し、対策する。
- ・屋上や棟屋などには必要に応じて昇降タラップ等を設置するとともに、関係者以外立ち入り禁止とする表示などの対策を講じる。
- ・高所への窓を設置する場合は、キャットウォーク等を配置する。
- ・外壁カーテンウォール等は、ガラスの清掃方法や窓開閉装置の耐久性を十分に考慮して計画する。
- ・半屋外スペースの軒裏への鳥類、鼠族及び昆虫の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ対策を講じる。
- ・排水ドレンは、容易で危険なく掃除が行うことができるようにする。
- ・外壁の形状は、できるだけ傾斜を設けず垂直にする等、後々の雨漏りへのリスクや更新費用の低減に配慮したものとする。
- ・壁の仕上げ材は、児童生徒等の蹴破り等に耐えられる丈夫な設えとする。

カ 地域との連携に関する事項

普段から地域コミュニティの拠点としての学校づくりを目指し、（仮称）西信達

コミュニティセンターとの交流や、学校施設の地域開放を考慮した平面配置計画を行うこと。

以下の点に留意して検討を行うこと。

- ・ 前面道路に広場などの地域の交流スペース、掲示版を設ける。
- ・ 学校と地域コミュニティの交流が生まれるエントランス空間とする。
- ・ 特別教室は、外部から利用しやすい位置に配置し、地域開放に対応できるように計画する。また、開放エリアと非開放エリアを区画により管理できるようにする。
- ・ 外灯を設置するなど、夜間の地域開放に配慮する。
- ・ 正門の外に留守家庭児童会などの送迎、(仮称)西信達コミュニティセンター、西信達消防分団車庫利用者が使用できる十分な駐車スペースを確保する。
- ・ 消防分団の活動は、夜間・休日及び学校の授業中も活動する場合があるため、学校活動への影響が最小限になるような配置する。

キ 周辺環境への配慮に関する事項

学校施設等は、近隣の家屋等に対する騒音（音楽室、屋内運動場など）、日影、視線、電波障害等に配慮し、敷地境界から一定の距離をおいて配置すること。また、騒音等を発生させる場合は、事前に適切な対策を施すこと。

ク 周辺環境との調和に関する事項

周辺環境及び景観との調和を図るとともに、未来を担う児童生徒が毎日を快適に過ごし、自分達の誇りに思える施設として、また、地域の中心的な施設として親しまれる施設となることが望ましい。施設設計にあたっては、周辺環境及び景観への十分な配慮を行うこと。

ケ 災害時の機能維持に関する事項

(仮称)西信達義務教育学校は避難所となるため、台風、地震等の自然災害や非常時における安全性の高い施設とし、避難安全性、耐浸水性、耐風性、耐震性、耐落雷性及び常時荷重に対する性能を確保すること。

なお、避難所として必要な機能としては以下のとおりである。

- ・ 自家発電設備の設置。
- ・ 消防法に則した防火水槽の設置。
- ・ 屋内運動場内のトイレ設置。
- ・ マンホールトイレの設置（※下水管との高低差を考慮）。
- ・ かまどベンチの設置。
- ・ A E D の設置。
- ・ 災害用電話の設置。
- ・ 防災備蓄倉庫の設置（※屋内運動場付近に設置）。
- ・ 飲料水の確保（耐震性貯水槽など）。
- ・ 生活用水の確保（防災井戸の設置など）。

- ・電気の確保（太陽光発電による自立型の外灯等の設置）。

コ 地球環境配慮に関する事項

地球温暖化防止の観点から環境負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギー供給には省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用する等、環境負荷低減に向けた対策を図ること。

以下の点に留意して検討を行うこと。

- ・「官庁施設の環境保全性基準」を適用する。
- ・複層ガラスの採用や屋根、外壁の断熱化を進め、施設全体の断熱性能を高める。
- ・自然採光や自然換気等の自然エネルギーの活用や、省エネルギーや省資源の推進、木材やリサイクル建材の利用、廃棄物の発生抑制等を考慮し、施設整備段階及び施設の供用開始後において、環境に配慮した施設とする。

（２）配置計画及び動線計画

ア 配置計画

配置計画は、事業者の提案によるものとするが、西信達中学校の授業を継続したまま（仮称）西信達義務教育学校の整備を行うため、工事工程を踏まえ、以下の点に留意した配置計画とすること。

- ・工事期間中においては、通学する生徒等の動線に十分配慮する。また、西信達中学校におけるグラウンドを利用した活動ができるよう確保する。
- ・校舎と屋内運動場は分棟配置とし、校舎規模は 8,000 m²未満とする。また、必要に応じて、延焼防止措置を講じる。
- ・運動・競技スペースを最大限考慮し、屋外運動場をできるだけ広く、効率的な施設配置を行う。なお、日照を確保するとともに、ボールの飛び出しやグラウンドからの飛砂等、近隣に迷惑をかけることのないよう最大限配慮した施設配置とする。

イ 動線計画

以下の点に留意して検討を行うこと。

- ・利用する者にとって分かりやすく、安全な動線計画とする。
- ・登下校に際しては、昇降口を複数か所設けて使用するとして計画する。また、グラウンド使用時に効率よく利用できる場所に配置する。
- ・学校施設は、屋内で相互往来ができるように計画する。
- ・配膳室は、1 階に配置し、配送車から配膳室に直接、給食コンテナ等を出し入れできる給食コンテナ用の屋外用出入口を設ける。また、配送車を駐車している際、他の自動車等とすれ違うことができるように計画する。
- ・配膳室の屋外用出入口は、雨天時に備え、庇を設置する。
- ・給食コンテナ用の屋外出入口は電動シャッターとし、停電時は手動で開閉できる仕様とする。また、殺虫器（室内に虫が落下しない仕様）を設置する。
- ・校外学習の出発時や帰校時に、100 名程度が並ぶことができる広い玄関ポーチを設

ける。

- ・避難所となる屋内運動場及び（仮称）西信達コミュニティセンター、緊急時に使用する西信達消防分団車庫においては、外部からの利用に配慮した配置とするとともに、児童生徒との日常利用動線が交錯することのないようにする。
- ・学校施設の立入可能範囲を制限し、屋内運動場、グラウンド及び多機能化施設等の利用者が、他の諸室に立ち入りができないように動線を工夫する。
- ・登下校時の児童生徒などの歩行者や車両（来客、搬入業者、給食車、ごみ収集、メンテナンスなど）の動線が交錯することのないようにする。
- ・来校者等が道路上に駐停車した状態で、インターホンを押したり門扉を開閉したりする必要のないようにする。
- ・マイクロバスが複数台敷地内に駐車することができるようにする。
- ・災害時等に自衛隊車両などの大型車用がグラウンドへの乗り入れ対応ができるようにする。

4 諸室等の要求水準

諸室等の要求水準は、「添付資料3 諸室等における市の考え方」による。特記すべき事項は、以下のとおりである。

（１）諸室等の配置

- ・諸室等の配置は、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部作成の「小学校施設整備指針（令和4年6月）」及び「中学校施設整備指針（令和4年6月）」に基づく。
- ・音楽室については、前期課程中学年以降の使用頻度が高くなることが予想され、その他の特別教室については、前期課程高学年、後期課程の使用頻度が高くなると予想されるため、配置場所については、使用頻度の高い学年から可能な限り近い位置へ設置し、動線に配慮する。

（２）外装及び内装

- ・快適で明るい施設となるよう、色彩計画に十分に配慮するとともに、9年間を見通し、学年ごとに成長を感じられるような工夫を行う。
- ・仕上げ材は、耐久性、防汚性に優れ、維持管理・更新性に配慮したものを選定する。
- ・外部の仕上げは、雨水等の侵入を防ぐため、屋根及び外壁面について十分な防水対策を講じる。また、安全にメンテナンスできるように整備する。
- ・学校施設等の外装は、使用材料や断熱方法等、工法を十分検討し、施設の長寿命化を図るとともに、周辺環境との調和を図り、清掃しやすく管理しやすい施設となるよう配慮する。
- ・使用する材料は、揮発性有機化合物等の化学物質の削減（「学校環境の衛生基準」、「厚生労働省が定める指針値」）に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮する。

5 外構施設の要求水準

外構施設の要求水準は、以下のとおりである。

(1) グラウンド

- ・小中学校共用のメイングラウンド（西信達中学校敷地）とサブグラウンド（旧西信達幼稚園敷地）を整備する。低学年と高学年の児童生徒の活動のすみ分けを実現するとともに、安全に行き来できるよう配慮する。
- ・メイングラウンドは200mトラック（6レーン、うち直線距離35m以上）、100m直線コース（6レーン）及び野球が行える広さとし、バックネットやマウンド、散水栓、防球ネットを整備する。
- ・サブグラウンドは、遊びを通して運動能力や危険予知・回避能力が育成できるよう、低学年用遊具や植栽を適切に配置し整備する。
- ・サブグラウンドには、人工芝（1,000 m²程度）を整備する。
- ・サブグラウンドには、食育及び地域交流を目的とした学校菜園（30 m²程度）を整備する。
- ・遊具として、グラウンドに後期課程用の鉄棒、砂場、バスケットゴール1組（可動式可）を整備し、サブグラウンドに前期課程用の鉄棒、砂場、バスケットゴール1組（可動式可）、滑り台、ブランコ、雲梯、上り棒、肋木、ジャングルジム等を整備する。
- ・遊具の設置にあたっては、安全領域を確保するとともに、児童が安全に遊ぶことができる仕様とする。
- ・遊具スペースは管理のしやすさや日当たり等に配慮する。また、低学年の教室にできるだけ近く、管理諸室から視認しやすい配置とする。
- ・屋外から直接使用可能な用具倉庫及びトイレを整備する。
- ・グラウンド及びサブグラウンドの視認性の良い位置に、屋外時計を設置する。正確な時刻が表示され、電池交換が不要でメンテナンスしやすいものとする。
- ・温度・WBGT値計、湿度計（百葉箱）を設置する。
- ・手洗い場、足洗場、水飲み場、散水栓、コンセント、ミストシャワー（湿度・温度センサーによる電源制御が行え、職員室での集中管理ができる仕様）を適宜設置する。
- ・熱中症対策として、屋外には適切に日影となる箇所を設ける。日影は、児童生徒1学年が同時に使用できる広さを確保するとともに、水筒置場を併設する。日影をつくる工作物は、常設又は簡単に設置できるものとし、安全で、耐久性のある仕様とする。

(2) 植栽

- ・「大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化促進制度」等にもとづき、必要な緑化面積を確保する。なお、原則樹高2m未満とする。また、同制度

に基づく必要な手続きについて、市に事前相談した上で実施する。

- ・校門から校舎につながる通路には、花壇や花の咲く樹木の植栽を行う。
- ・植栽管理業務の実施に必要な散水設備を適切に設ける。

(3) 学校菜園

- ・食育および地域交流を目的とした、菜園スペース（30 m²程度）とし、連作障害をさけるために余裕をもったスペースをサブグラウンドに確保する。
- ・菜園の近くに、水やりや活動後の児童生徒が手洗いをするための手洗い場及び菜園で使用するミニトラクターや鍬、鎌、肥料などを保管するスペースを設ける。
- ・散水栓及びコンセントを適宜設置する。

(4) 門扉

- ・学校及び留守家庭児童会のメインの出入口となる正門を1か所設置する。
- ・正門とは別に、緊急用車両等がグラウンドに出入することができる門扉を1か所以上設置する。
- ・（仮称）西信達コミュニティセンター用の門扉は、必要に応じて設置する。
- ・インターホンは、学校と多機能化施設のそれぞれで設置し、門扉の開錠は、それぞれのインターホン設備の設置されている場所から開錠可能なものとする。
- ・外部との出入り箇所については電気錠設備を設置すること。
- ・外部からの侵入防止のために「関係者以外立入禁止」「防犯カメラ作動中」等の注意喚起表示及び「御用の方はインターホンを押してください」の表示をするなど、運営上の配慮を行う。

(5) 駐車場

- ・学校用として正門内に10台以上の駐車可能なスペースを確保する。
- ・正門の外に教職員及び来客用に20台以上の駐車可能なスペースを確保する。また、学校施設への来訪者や留守家庭児童会などの送迎、（仮称）西信達コミュニティセンター、西信達消防分団車庫利用者が使用を想定しているため、学校や多機能化施設を運用していく際に必要な面積を確保した上で、できる限りの駐車場台数を確保する。
- ・駐車場の位置については、児童生徒の教育活動の妨げにならない場所、また、児童生徒との接触の可能性が低い場所とし、円滑かつ安全な出入りに配慮する。
- ・不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置する。
- ・駐車場から屋内運動場への動線は、夜間に利用する地域開放の利用者にも配慮する。
- ・車いす利用者が雨に当たらずに施設に入ることができる乗降スペースを確保する。なお、配置場所は正門でなくともよいこととするが、施設内への出入口を追加する場合は、必要に応じてインターホン及び職員室から開錠可能なものとする。

(6) 駐輪場

- ・正門の外に教職員及び来客用に 50 台以上の駐輪スペース（屋根付き、自転車転倒防止装置付き）を確保する。
- ・駐輪場の位置については、児童生徒の教育活動の妨げにならない場所、また、児童生徒との接触の可能性が低い場所とし、円滑かつ安全な出入りに配慮する。
- ・不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置する。

(7) 昇降口（児童生徒用玄関）

- ・セキュリティに配慮し昇降口には監視カメラを設置する。
- ・雨天、荒天時でも、児童生徒が円滑に安全に出入りできるよう、正門やグラウンドとの動線に配慮した配置とする。
- ・雨具（傘・カッパ）、下靴（靴・長靴）、上靴の保管と、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮し、適切に計画する。また、カッパ、コートは、ハンガー等にて保管・吊るすことができるようにし、床に水がたまらないよう配慮する。
- ・風通しがよくできるようにし、強制換気が可能となるよう計画する。
- ・下足入れや傘立ては 1 クラスごとにまとめて配置するとともに、安全に取り出しができるよう間隔をあける。
- ・登下校及びグラウンド使用時に効率よく利用できる場所に配置する。
- ・グラウンド通入口は、1 学年以上が円滑に出入りできる規模とし、内履きの保管等に配慮する。

(8) その他 屋外設備等

- ・散水設備を適宜設置する。
- ・屋外コンセントを適宜設置する。
- ・屋外放送設備（周辺住宅に配慮すること）を適宜設置する。
- ・時計を適宜設置する。また、正門、グラウンド、サブグラウンドから確認できるよう配慮する。
- ・国旗、校旗掲揚ポール（H=6 m 程度）は、グラウンドに 3 本、屋上に 1 本とし、正門両側には、旗立て金物を設置する。
- ・野球部の活動を考慮し、グラウンド周囲防球ネット（H=15m 程度）、バックネット、マウンドを設置する。
- ・校舎のグラウンド側の防球対策を行う（安全合わせガラス、防球ネット等）。
- ・消防分団車庫にホースリフター（幅 1.2m、H=11.8m、ホース 10 本掛け）を設置する。また、ホースリフターの上に安全策を講じ、モーターサイレンを設置する。
- ・事業地周辺は、フェンス（H=2.0m 程度、防犯及び地震による災害にも対応可能で、近隣住民のプライバシーに配慮したもの。なお、ブロック塀によるフェンスは不可。）を設置する。

- ・道路沿いに児童生徒の作品、学校行事の案内等を掲示できるカバー付きの案内板を設置する。
- ・地域交流や外部人材の活用のため、来校者が確認できる施設の案内板を設置する。
- ・接道に隣接した場所に、周辺施設がわかるような案内板を設置する。
- ・祭事用設備を設置する。
- ・ごみ置場を設置する。児童生徒への安全を配慮したごみ収集車の動線とし、ごみ収集事業者がごみ収集をしやすいものとする。また、ごみ収集の分別がしやすい構造とし、安全面やカラス等への対策を講じる。

6 構造に関する要求水準

安全性・耐久性・経済性に配慮した構造とすること。
計画供用期間の級は、標準供用級（65年）とすること。

（１）基本的な性能基準

ア 施設の構造体耐震安全性の分類

施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和3年版））」のⅡ類とする。

イ 施設の非構造部材耐震安全性の分類

施設の非構造部材耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和3年版））」のA類とする。

ウ 施設の建築設備の耐震安全性の分類

施設の建築設備の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和3年版））」の乙類とする。

エ 施設の構造計画

施設の構造計画については、建築基準法によるほか、「日本建築学会諸規準」、「建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準拠すること。

7 設備に関する要求水準

環境負荷が少なく、経済性への配慮が高い設備やシステムを基本とし、維持管理やメンテナンス、更新性が高い設備とすること。

各諸室に必要な設備は、「添付資料4 諸室等に必要な設備」による。

特記すべき事項は、以下のとおりである。

（１）電気設備

ア 受変電設備

- ・適切な受変電設備を設置し、分電盤・制御盤等について適切に整備する。
- ・電子機器等への被害防止のため、落雷対策や地震対策機能が付いた分電盤とする。

イ 照明・電灯・コンセント設備

- ・各教科の授業や、施設の運営に対応できる照明器具・コンセント等の配管・配線工事を行い、非常用照明、誘導灯等は、関連法規に基づき設置する。
- ・各諸室の特性を考慮し、コンセントは、ICT 機器を使用する台数、使用頻度が増加しているため、床、壁、天井などに十分な数量を設置する。
- ・各諸室の照明はそれぞれの諸室で管理ができるようにする。また、学校、屋内運動場は職員室から、多機能施設は管理諸室から照明点滅の一括管理ができるようにする。
- ・施設内のデマンド管理を行えるようにし、照明・電灯設備及びコンセント設備の利用率や使用量などをデータ出力できるものとする。
- ・照明器具は、グレアを与えない器具とする。
- ・外灯は、自動点灯、自動消灯が可能な仕様とする。
- ・屋内運動場など、高所・吹き抜けなどにある照明器具については、維持メンテナンスが容易にできるよう昇降装置を設けるなどの配慮をする。

ウ 電話・施設内放送・テレビ受信設備

- ・電話、施設内テレビ放送受信設備の設置及び、配管配線設備を整備する。
- ・各フロアに内線・外線電話設備の設置及び、配管配線設備を整備する。
- ・施設内放送は、諸室のスイッチで消すことができるようにする。
- ・デスクアンプ・非常放送アンプにより各スピーカーまでの配管配線を行い、各教室への個別放送の切り替えが行えるよう配慮する。
- ・前期課程と後期課程は、カリキュラムが違うため複数種類のチャイム音を放送できるようにする。
- ・各教室への映像等の配信、カメラによる生中継での放送、昇降口モニターへのデジタル掲示など、情報発信のための環境整備を行う。
- ・屋外に設置する音響設備は、機器ごとに ON・OFF を設定できるようにする。
- ・無線モバイル IP フォンやスマホ内線化等を導入し、各教職員の端末から職員室や外線電話などと発信受信及び施設内放送ができるようにする。
- ・グラウンド側にレピータ盤を設置するなど、運動会や児童集会時に運動場のスピーカーを利用して放送やワイヤレスマイクが使えるようにする。
- ・緊急地震速報を受信した場合は、施設内放送と連携し、自動で放送ができるようにする。
- ・電話設備には、夜間・休日の自動応答装置、録音装置を設置する。
- ・施設内の定時放送・緊急放送はパソコンでプログラム作成でき、任意の音声を放送することができる仕様とする。

エ 電気時計設備

- ・親時計、子時計及びチャイム・外灯操作用・プログラムタイマーの設置及び配管配線を行う。

オ 情報通信設備

- ・学校敷地全域に無線 LAN 環境を設置する。
- ・学校の通信回線は、教育系、校務系、総務事務システム（SSC）の3種類のネットワークを設置し、市で運用している既存システムと接続する。
- ・高速無線 LAN サービスを利用することができるよう配管配線及び情報コンセントを設置する。
- ・無線 LAN の規格は最新のものとする（Wi-Fi 7 以上の高速なもの）。なお、旧規格との接続ができるよう後方互換及びデュアルバンドに対応する。
- ・導入する無線 LAN 装置からの個人情報の情報漏洩防止策を講じる。
- ・学校施設と多機能化施設の LAN 環境は別系統とする。
- ・使用する HUB、ルーターは、PoE 給電に対応したものとする。
- ・電波が届かないエリアがなく、電波の干渉もないよう配慮し、良好なネットワーク環境を構築する。
- ・各室毎に学校教育の場として利用が想定される最大人数が同時に接続可能な環境を整備する。
- ・LAN ケーブルの仕様は使用する機器に合わせた最新のものとする。今後の LAN 技術の革新に対応して配線敷設替えが容易となる工夫をしたり、増設経路を確保したりするなど、将来の通信設備の更新に対応した構造とする。
- ・消防分団車庫の指令室には、緊急指令を送信する専用回線と通常の電話回線の2回線分の設備を整備する。
- ・令和7年度に防災広報システム（単独柱）の設置を予定しているため、防災広報システム工事業者と設置位置を協議する。

カ 誘導支援設備

- ・各門等の出入り口にカメラつきインターホンを設置し、門扉の開閉をオートロック方式で職員室・校務員室から対応できるよう整備する。
- ・バリアフリースイレ等必要な個所については、ナースコール設備等の配慮を行う。

キ 警備・防災設備

- ・警備システムは、機械警備を基本とし、校舎、屋内運動場、多機能化の各施設において1階部分全域、各階の階段、エレベーター等不審者が侵入する恐れのある個所に適宜、開閉感知機、振動感知機、センサー等を取付け、電話回線等にて、火災報知設備とともに警備本部受信装置へ接続する。
- ・校舎、屋内運動場、多機能化の各施設個別に機械警備できるよう整備する。
- ・各施設別の機械警備を一括管理できるようにする。

- ・警備スイッチは、鍵つきボックスを玄関付近に設置する。
- ・防犯カメラを適宜設置する。
- ・防犯カメラの設置個所は、門扉周りや駐車場、駐輪場、グラウンド、サブグラウンドなどの主要な外構部分及び施設の主な出入口や、校舎裏などの死角に設置する。カメラで映した映像を職員室で確認できるようにする。
- ・確認用のモニターは管理職の座席から見やすい場所に設置する（将来の配置換えに対応して、モニターの場所が移動しやすいようにする）。
- ・録画記録時間は2か月以上とする。

ク 消防設備

- ・自動火災報知設備、防火扉自動開閉設備等必要な消防設備は、受信機・副受信機を職員室・校務員室の総合盤内に設置し、消防法・建築基準法の検査合格を受ける。

ケ 自家発電設備

- ・災害時に備え、自家発電設備（※要求する水準は調整中）を設置する。

(2) 機械設備

ア 給排水衛生設備

- ・給水については、大阪広域水道企業団泉南水道センターと協議の上、給水方式を定める。
- ・汚水・雑排水については、適切に公共下水道へ接続する。
- ・衛生器具については、児童生徒の体格差及びユニバーサルデザインに十分に配慮し、節水型の器具を採用する。
- ・止水して漏水の影響範囲を小さくしたり、漏水箇所を特定したりできるように、バルブを設け、名称札等をつける。

イ 消火設備

- ・消防法に基づき、必要とする屋内消火栓設備を整備する。
- ・敷地面積上、防火水槽（40 m³）を2基設置する必要があるが、既存の防火水槽（40 m³）1基を活用してもよい。なお、既存の防火水槽が活用できない場合は、防火水槽2基のうち1基は、消防分団車庫付近に設置する。
- ・また、防火水槽2基のうち1基は西信達中学校敷地の北側付近（旧西信達幼稚園敷地側）に設けるとともに、消防車が通行できるよう配慮する。

ウ 空調設備

- ・普通教室、特別支援学級及び特別教室、屋内運動場のすべてに空調設備を設置する。また、多機能化施設の居室に該当する諸室に空調設備を設置する。
- ・環境に配慮し、各室の使用時間帯合わせ効率的な稼動ができるよう、自然通風、外気冷房等による自然エネルギーの利用を図るなど省エネルギーで維持管理ができるシステム、空調の方式及び系統とする。

- ・ 室の広さに対応した十分な換気が行えるよう配慮する。
- ・ 冷暖房設備は、室内の温度差が出ないように配慮する。
- ・ 空調設備の室外機は周囲に草が生えないところに設置するなどメンテナンスに配慮して設置する。室外機からの配管が長くなりすぎることがないように、十分に室温の調整が利くように配慮して設置する。
- ・ 屋内運動場、多目的室等の大空間は、夏季の空調負荷低減や空調を使用しない中間期の室内環境に配慮し、換気や空気循環の行えるよう対策を講じる。
- ・ 空調設備及び換気設備は、学校、屋内運動場は職員室から、多機能施設は管理諸室から遠方発停制御や簡単に一括管理が可能な仕様とする。
- ・ 屋内運動場の空調設備は、市と調整し、料金徴収システムを整備する。

8 什器及び備品について

諸室等に必要とされる家具及び備品等のうち、「添付資料5 諸室に必要な什器及び備品等」に掲げるものについては、以下に示す点に留意の上、事業者が整備又は調達すること。

事業者が本事業を実施するうえで必要と思われる備品については、「添付資料5 諸室に必要な什器及び備品等」以外のものであっても業者が自ら調達し、設置することも可能である。

9 設計業務に関する事項

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、学校施設等を整備するために必要な基本設計と実施設計を行う。学校整備に伴う都市計画法第 29 条の許可に伴う完了検査までの各種手続き、及び建築確認等設計に伴い必要な法的手続き等は、事業者の判断により実施すること。

本事業で必要と想定する測量調査及び地質調査、周辺家屋調査、PCB 含有調査及びアスベスト含有材等使用状況調査及びその他必要な調査について、自らの責めにおいて、必要な時期に適切に実施すること。

ア 測量調査

事前に市が実施した測量調査は、「参考資料5 測量調査結果」に示す。本事業に必要と想定されるレベル測量を、適切な時期に実施すること。

イ 地質調査

これまでに市が実施した地質調査は、「参考資料6 地質調査結果報告書(参考)」に示す。本事業に必要と想定される地質調査を、適切な時期に実施すること。

ウ 周辺家屋調査

工事に伴い家屋等に破損等を及ぼすおそれがある範囲に対して、周辺家屋調査

（事前調査、事後調査）を実施すること。工事に起因する破損等があった場合は、事業者の責めにおいて現状復旧等適切に対応すること。

エ PCB含有調査及びアスベスト含有材等使用状況調査

事前に市が実施したアスベスト含有調査は、「参考資料7 アスベスト含有調査報告書」に示す。追加調査が必要な場合は、設計図書や現地確認、必要な分析を実施し、PCB 及びアスベスト含有材の仕様部位の把握を行うこと。

（２）業務期間

設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

（３）業務範囲

事業者は、本要求水準書及び事業者提案等に従い、事前調査、基本設計及び実施設計を行うこと。

（４）設計体制及び責任者の設置

事業者は設計業務の責任者を配置し、設計体制と合わせて設計業務着手前に市に通知すること。

（５）設計計画書の提出

事業者は設計業務着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

（６）設計内容の協議等

市は、事業者に設計の検討内容について、いつでも確認することができること。事業者は設計にあたり、市（担当者や教職員）と協議を行い、適宜設計に反映させること。

（７）進捗状況の管理

設計業務の進捗管理は事業者の責任において実施すること。

（８）設計の変更について

設計の変更に関する事項は事業契約書にて定めること。

（９）業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、以下に示す設計図書等を市に提出して承認を得る。提出する設計図書等は、最終的に事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属すること。

ア 基本設計

- ・ 設計図 : 2 部
 - ・ 同上製本 : 3 部
 - ・ 同上縮小製本 : 3 部
 - ・ 基本設計説明書 : 2 部
 - ・ 意匠計画概要書 : 2 部
 - ・ 構造計画概要書 : 2 部
 - ・ 設備計画概要書 : 2 部
 - ・ 各技術資料 : 2 部
 - ・ 工事費概算書 : 2 部
 - ・ 日影図 : 2 部
 - ・ 諸官庁協議書、打合議事録 : 2 部
 - ・ 調査報告書 : 2 部
- ※ 調査報告書は、市が実施したもの以外に事業者が独自に調査を行った場合に提出する。
- ※ 書類等に合わせて、それぞれ電子媒体 1 式 1 部を提出する。
- ※ 図面データは、PDF、JWW、DXF 形式を提出すること。
JWW 以外の形式で作成した場合は、JWW 形式に変換すること。
その際に発生する縮尺、線種整合、文字化け修正等を行うこと。

イ 実施設計

- ・ 設計図 : 2 部
 - ・ 同上製本 : 3 部
 - ・ 同上縮小製本 : 3 部
 - ・ 実施設計説明書 : 2 部
 - ・ 数量調書 : 2 部
 - ・ 工事費内訳明細書 : 2 部（補助金申請用を兼ねる）
 - ・ 構造計算書 : 2 部
 - ・ 設備設計計算書 : 2 部
 - ・ 什器備品リスト : 2 部
 - ・ 什器備品カタログ : 2 部
 - ・ 建物求積図 : 2 部
 - ・ 許可等申請、各種届出等 : 2 部
 - ・ 諸官庁協議書、打合議事録 : 2 部
 - ・ 工事費内訳明細書で採用した単価根拠（コスト情報、施工単価、建設物価、積算基準、積算マニュアル等の刊行物） : 1 部
- ※ 書類等に合わせて、それぞれ電子媒体 1 式 1 部を提出する。
- ※ 図面データは、PDF、JWW、DXF 形式を提出すること。
JWW 以外の形式で作成した場合は、JWW 形式に変換すること。

その際に発生する縮尺、線種整合、文字化け修正等を行うこと。

(10) 開発許可及び建築確認申請

都市計画法に基づく開発許可申請及び建築基準法に基づく建築確認申請を行う際は、申請前に市に事前に説明のうえ確認を受け、建築確認取得時には、市にその旨の報告を行うこと。また、申請前に、「泉南市開発事業の手続きに関する条例」に基づく、必要な事前相談及び手続きを行うこと。

なお、開発許可申請及び建築確認申請等の申請に係る協議及び書類作成等に要する費用は、事業者負担とする。

また、学校の擁壁に関する留意事項及び整備方針は以下のとおり。

- ・西信達中学校敷地の北東及び南東境界部には学校擁壁及び河川擁壁が現存する。
- ・学校擁壁は、南東境界部に位置し、高さ2 m程度のものであり、部分的に河川擁壁の上に学校擁壁が建設されている（2段擁壁）。
- ・現状、学校擁壁の安全性を確保する図面等の資料がないこともあり、劣化が見られる箇所も存在するため、本事業において、現在の学校擁壁を取壊し、新たに学校擁壁を新設する。
- ・原則、河川擁壁を取壊す必要がないよう学校擁壁を設計、新設する。
- ・なお、受注後の調査時において、学校擁壁と河川擁壁を同時に取壊し、1つの擁壁として新設することが必要な場合は、担当課と協議の上、整備方針を決定し、擁壁の取壊し、及び新設を行う。その際の費用増額は市が負担する。

(11) 国庫負担金等について

本事業は、義務教育施設整備にかかる国庫負担金、交付金等を受け、また、起債等を活用する予定であるため、それらの対象要件を満たす整備を実施するとともに、補助対象部分とその他を明確に区分すること。なお、要件等については必要に応じて市と協議を行うこと。

10 建設及び工事監理業務に関する事項

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、学校施設等の建設（学校施設及び多機能化施設の建設、解体及び外構工事等一切の工事をいう。以下同じ。）及び工事監理業務を行うこと。

(2) 業務期間

前記の施設整備スケジュールに間に合わせるものとする。

具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定めること。

(3) 着工前の業務

ア 各種申請業務

事業者は、建設工事に必要となる各種許認可、届出等の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施する。市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを市に提出すること。

イ 近隣調査及び準備調査等

- ・ 着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解を得て、安全を確保する。また、工事に関して近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得るよう努める。
- ・ 本事業の工事が近隣の生活環境に与える騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下及び電波障害等の諸影響についてあらかじめ検討、調査し、合理的に要求される範囲の対策を施す。
- ・ 近隣対策の実施については、市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- ・ 工事に関する近隣からの苦情などについては、事業者の責任において適切に対応し、処理を行う。

ウ 着工時の提出書類

事業者は、工事の着手の前に、総合施工計画書、工事全体工程表等を作成し、市に提出して承認を得ること。

(4) 建設期間中の業務

ア 建設工事

事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施行計画に従って学校施設等の工事を実施する。事業者は、工事現場に施工記録を常に整備する。以下の点に留意して検討を行うこと。

- ・ 事業者は、施工状況を市に毎月報告するほか、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行う。
- ・ 市は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力するものとする。
- ・ 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行う。
- ・ 施工記録を用意して、市の完工確認に備える。
- ・ 市が別途発注する第三者の行う設計、施工及び備品の搬入作業が事業者の業務に密接に関連する場合には、必要に応じて調整・協力を行う。
- ・ 騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、水枯れ及び電波障害等の諸影響について、十分な対策を施す。万一発生した場合は、事業者の責任において適切に対応し、

処理する。

- ・ 工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分する。
- ・ 工事により発生した廃材等のうち、その再生が可能なものについては、積極的に再利用を図る。
- ・ 隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行う。
- ・ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理する。
- ・ 工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施す。
- ・ 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と協議し、運行速度、交通誘導員の配置、案内看板の設置、車両のタイヤの洗浄、道路の清掃等、十分な配慮を行う。

イ 工事監理

工事監理者は、事業者を通じて工事監理の状況を毎月市に報告し、市が要請した場合は、随時報告を行う。工事監理は、建築については常駐監理、設備については重点監理とすること。

(5) 既存施設の解体

既存施設の解体に当たっては、施工計画書を作成し、市の確認を受けること。解体は分別解体を行い、リサイクルに努めること。また、解体材は法令に基づき適切に処分を行い、マニフェストを提出する。解体は基礎部分も含むこと。また、杭は、新設建物に影響のある箇所は撤去し、その他の箇所は残置とし、杭の位置を記録し提出すること。解体にあたり作業上必要な部分以外は、枠組み足場を組み全面を防音シート等で覆うこと。

(6) 竣工後業務

ア 事業者による竣工検査

- ・ 事業者は、自らの責任及び費用において、竣工検査及び設備等の試運転を実施する。
- ・ 竣工検査及び設備等の試運転の実施については、実施日の7日前までに市に書面で通知する。
- ・ 市は、事業者が実施する竣工検査及び設備等の試運転に立ち会うことができる。
- ・ 事業者は、市に対して竣工検査及び設備等の試運転の結果を検査済証やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。

イ 市の完工確認

市は、事業者による前項の竣工検査及び設備等の試運転の終了後、学校施設等について、以下の方法により完工確認を実施すること。

- ・ 市は、事業者の立会いの下で、完工確認を実施する。
- ・ 完工確認は、市が承認した設計図書との照合により実施する。
- ・ 事業者は、設備等の取り扱いに関する市への説明を、前項の試運転とは別に実施する。

ウ 竣工図書の提出

事業者は、市による完工確認の通知に必要な図書を市に提出する。必要な図書は事業契約書において定めること。なお、これら図書の保管場所を学校施設内に確保すること。

エ 完工確認後手続

事業者は、市による完工確認後、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証、引継書を遅滞なく市に提出すること。

オ 学校施設等引渡し等の関連手続

市から学校施設等の工事の完工確認通知を受領した後、引渡し予定日までに学校施設等を市に引き渡すこと。また、学校施設等の引渡しの後に、事業者は市に対して設備等の操作説明等を行うこと。

カ 業務完了手続

事業者は、引渡し手続完了後、市に業務完了届を提出し市の履行確認を受けること。

キ 施設運用開始後の修繕

施設運用開始後、設計や工事に起因する修繕が必要な場合、事業者にて修繕を行うこと。

(7) 保険

事業者は、自らの負担により、建設工事期間中、次の保険に加入すること。

ア 建設工事保険

工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。

- ・ 対 象：本件工事に関するすべての建設資産。
- ・ 補償額：本件施設等の再調達金額
- ・ その他：被保険者を、事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び市とする。

イ 第三者賠償責任保険

工事中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

対 象：本件施設等内における建設期間中の法律上の賠償責任。

- ・ 補償額：任意とする。
- ・ その他：被保険者を、事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び市とし、交差責任担保特約を付ける。

ウ 履行保証保険

本事業期間推進に事業が遅延した場合、その損害に対する補償。

- ・ 対 象：本件施設整備及び取壊しの完了時期の遅延に係る賠償責任。
- ・ 補償額：任意とする。
- ・ その他：被保険者を、事業者、建設企業（下請業者を含む。）とする。

エ その他の保険

事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入するものとする。

1 1 市民への周知・説明業務

事業者は、施設整備の状況を説明するため、下記の業務を行うものとする。なお、説明会や見学会の開催に際しては、市及び教育委員会が立ち会うものとする。また、市民から意見や要望があった場合、市と協議の上、可能な限り事業に反映するように努めること。なお、業務の詳細については、提案によることとする。

（１）設計説明会の開催

設計内容について、市民に広く説明し、理解を得るための説明会を開催すること。

（２）現地見学会の実施

市民向けの施工現場の見学会を開催する。開催に際しては、安全の確保に万全を期すること。

（３）定期的な情報発信

市民に向けて施設整備の状況等について、定期的に情報発信を行うこと。

（４）工事着手前の説明会開催

工事着手前に工程、安全等について、説明会を開催し周知を図ること。